

一般貸切旅客自動車運送事業経営許可申請の手引き

中部運輸局自動車交通部旅客第一課

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けるためには、道路運送法第6条に規定されている許可基準及び、同条の許可基準を具体化し、地方運輸局長が公示した「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」（審査基準公示）の要件に適合していることが必要となり、道路運送法第5条及び同法施行規則第4条第7項並び第6条の規定に従い、許可基準その他の基準を満たすことのできることを示す申請書を提出する必要があります。

この手引きは、中部運輸局管内において一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請を行う際に、様式例を使用して許可申請書を作成する場合の記載要領その他留意点をまとめたものです。

申請書作成にあたって

申請窓口は、申請に係る営業区域を管轄する運輸支局になります。

申請書は、日本産業規格A4版縦方向で横書きにて記載し、左とじ（2穴ファイル等）にて作成して下さい。

申請書は、本通1部と控2部の合計3部を作成して下さい。

申請書作成要領及び留意点

1. 申請書

申請者の住所・名称・代表者名

申請者が法人である場合には、登記上の本店所在地・商号（法人名）・代表者の役職氏名を記載して下さい。

なお、申請者が設立予定の法人である場合には、定款上の本店所在地・商号・設立発起人等の氏名を記載して下さい。また、申請者が個人である場合には、住民登録されている住所、氏名を記載して下さい。

2. 申請書別紙

(1) 事業計画

① 営業区域

営業所が所在する県名を記載して下さい。一般貸切旅客自動車運送事業は、基本的に県を単位とする営業区域内で終始する運送あるいは発地或いは着地のいずれかが営業区域内となる運送しか行なうことができません。

② 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

(イ) 主たる事務所

一般貸切旅客自動車運送事業の経営管理を行なう場所の名称及び位置（住所）記載します。必ずしも営業所と同一である必要はありません。

(ロ) 営業所

一般貸切旅客自動車運送事業を行なうにあたり、運行管理等、実務上の拠点となる場所の名称及び位置（住所）を記載します。なお、営業所は営業区域内に位置し、適切な使用権原を有し、運行管理・整備

管理等を適切に遂行し得る機能を有していなければなりません。

(A) 営業所毎に配置する事業用自動車の数

所属する営業所ごとに、配置する事業用自動車の数を、大型車・中型車・小型車・通勤用車の別ごとに記載します。大型・中型・小型・通勤用の別は、以下のとおりです。

大型車 … 車両の長さ9m以上又は旅客席数50席以上の車両

中型車 … 大型車、小型車、通勤用車以外の車両

小型車 … 車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下の車両

通勤用車 … 車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下の車両

営業区域内には3両以上の車両を配置することが基本となります。ただし、大型車両を使用する場合には、営業区域内に最低5両の車両を配置する必要があります。なお、計画配置車両数が3両以上5両未満である場合には、許可に際し使用車種を中型・小型に限定する条件を付与します。

(B) 自動車車庫の位置及び収容能力

自動車車庫の位置及び面積並びにそれを管理する営業所名を記載します。自動車車庫は、営業所と併設、若しくは営業所から直線で2km以内に位置し、適切な使用権原を有し、計画車両全てを適切に収容できることが必要です。

(2) その他

① 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設(事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面)

運転者等が休憩・仮眠・睡眠を取るための施設の位置及び面積並びにそれを管理する営業所名を記載します。乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設が別々である場合は、その別がわかるように記載して下さい。乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設は、原則として、営業所或いは車庫に併設し、適切な使用権原を有し、運転者等の休憩仮眠等に適切な規模・設備を有していることが必要です。

② 許可に条件を付することを前提としている場合には、その条件

計画配置車両数が5両未満で使用車種を中型車・小型車・通勤用車に限定する条件を付与されることを前提とした計画である場合などに、付与される条件を記載して下さい。

(例) 配置車両が5両未満である場合の記載例

「車両の長さ8.99メートル以下、かつ旅客席数49人以下の車両を使用して行なう旅客の運送に限る。」

③ 適用する運送約款

「標準運送約款を適用する」・「独自の運送約款を適用する」いずれかの記載をして下さい。なお、独自の運送約款を適用するためには、許可後に運送約款の認可申請を行い、認可を受ける必要があります。

3. 添付書類

(1) 事業用自動車の運行管理の体制にかかる添付書面

① 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面

(イ) 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

就任承諾を得ている選任予定運転者の数を記載して下さい。

(D) 適切な運行管理者・整備管理者等の選任計画並びに指揮命令系統

代表者・担当役員から運行管理者・整備管理者・運転者に至る指揮命令系統を示して下さい。様式例は標準的なケースを示しておりますので、実際の計画に合わせて適宜変更して下さい。

(A) 点呼等が確実に実施できる体制

点呼・日常点検の実施場所、実施者等を対応する欄に記載して下さい。また、始業点呼・終業点呼の方法及び日常点検の方法からその結果の確認・運行可否の判断までの流れを簡潔に説明して下さい。営業所と車庫が離れている場合には、日常点検実施方法及び点検結果の確認方法の欄にて、営業所と車庫の間の連絡手段も併せて説明して下さい。

(ニ) 事故防止及び旅客・公衆に対する公平かつ親切な取扱いに関する教育及び指導体制

運転者に対する事故防止・応対等に関する教育・指導の計画を策定し、研修・講習会等の予定回数を記載して下さい。

(ホ) 事故処理の体制

万が一事故が起こった際の連絡・対応の体制を記載して下さい。

(ハ) 苦情処理体制

苦情処理の体制を策定し、その責任者・担当者の役職又は氏名を記載して下さい。

② 運行管理者・補助者の就任予定者一覧及び就任承諾書

運行管理者及びその補助者の就任予定者について、氏名・住所・生年月日・運行管理者或いは運行管理者補助者の別を記載した一覧表を作成して下さい。また、就任予定者からそれぞれ就任承諾を得て承諾書を添付して下さい。なお、運行管理者として従事するためには、一般旅客自動車運送事業或いは一般貸切旅客自動車運送事業に係る運行管理者の資格が必要です。運行管理者補助者についても国土交通大臣が認定する講習（運行管理者基礎講習等）を終了していることが必要となります。就任承諾書には、これらの資格を有していることを示す書類（運行管理者資格者証の写し基礎講習の受講証明書の写しなど）を添付して下さい。

③ 整備管理者・補助者の就任予定者一覧及び就任承諾書

整備管理者及びその補助者の就任予定者について、氏名・住所・生年月日・運行整備者或いは整備管理者補助者の別を記載した一覧表を作成して下さい。また、就任予定者からそれぞれ就任承諾を得て承諾書を添付して下さい。なお、整備管理者については、整備管理者足る資格を有することを示す書類（自動車整備士手帳の写しなど）を添付して下さい。

④ 運転者就任予定者一覧及び就任承諾書

運転者の就任予定者について、氏名・住所・生年月日・二種免許の種別などを記載した一覧表を作成して下さい。併せて、運転者としての就任承諾も得て下さい。また、運転者就任予定者全員の運転免許証の写しを添付して下さい。

⑤ 勤務交番表

運行管理者・整備管理者及びその補助者並びに運転者の勤務日、公休等の計画を確認できる勤務交番表を作成して下さい。勤務交番は、一度に計画車両全てを稼働させることが可能であり、かつ、適切な運行管理整備管理等が可能であることが確認できる必要があります。

⑥ 1日における勤務時間及び乗務時間割

運行管理者・整備管理者及びその補助者の勤務時間や、運転者の勤務時間・乗務時間などが確認できる表を作成して下さい。

(2)事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した添付書面

① 所用資金及び事業開始に要する資金の内訳及び資金調達方法

所要資金・事業開始当初に要する資金を見積り、その内訳を示して下さい。各項目の経費等の内訳は別に明細表を作成するなどして明示して下さい。資金計画及びその見積りが適切であり、かつ、所要資金の50%以上、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が申請日以降常時確保されていることが必要となります。なお、自己資金額は原則として申請者の申請日直近の預金残高となります。所要資金・事業開始当初に要する資金として計上すべき経費は、次のとおりです。

所要資金

車両費 … 取得価額(未払い金を含む。)リースの場合は1年分の賃借料等

土地費 … 取得価額(未払い金を含む。)賃貸借等の場合は1年分の支払い額

建物費 … 取得価額(未払い金を含む。)賃貸借等の場合は1年分の支払い額

機械器具及び什器備品 … 取得価額(未払い金を含む。)

運転資金 … 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分

保険料等 … 保険料及び租税公課(1年分)。なお、自賠責・自動車税がリース料に含まれている場合は、別

途計上する必要はありません。

その他 … 創業費等開業に要する費用(全額)

事業開始当初に要する資金

車両費 … 取得価額(未払い金を含む。)リース又は割賦購入の場合は6ヶ月分の支払額

土地費 … 取得価額(未払い金を含む。)賃貸借等の場合は6ヶ月分の支払い額

建物費 … 取得価額(未払い金を含む。)賃貸借等の場合は6ヶ月分の支払い額

機械器具及び什器備品、運転資金、保険料等、その他 … 上記所要資金欄と同額となります。

② 申請日現在の残高証明

申請日現在、それが難しい場合は申請日直近の残高証明を用意し、添付して下さい。上記①の自己資金は、残高証明により証明された預金残高を記載することになります。自己資金を複数口座の合算額とする場合は、関係口座すべての残高証明を添付して下さい。

(3)事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する添付書面

対人無制限(※)、対物200万円以上の損害賠償能力を有する保険契約に加入することが必要となります。適切な損害賠償保険にすでに加入している、若しくは加入する計画があり、その保険料が確認できる書面(保険契約証書の写し、仮契約書の写し、若しくは保険見積書及び当該保険に加入することを宣誓する書面)を添付して下さい。

※告示改正により貸切バス事業者の締結すべき損害賠償保険・共済契約の対人賠償限度額が平成25年12月1日から引き上げられることとなりましたのでお知らせします。

○ 対人賠償限度額 (改正前) 8,000万円以上 → (改正後) 無制限

平成25年11月30日までに締結した損害賠償保険・共済契約は、従前の基準(8,000万円以上)によることとなります。平成25年12月1日以降の新規又は更新契約は、新制度が適用されま

す。

(4)申請者の概要を証する添付書面

申請者に応じ、以下の書類が必要となります。

申請者が法人である場合

定款または寄付行為 … 最新のものの写しを添付して下さい。

登記事項証明書 … 申請日直近のものを添付して下さい。

直近の事業年度における貸借対照表 … 直近の事業年度における貸借対照表を添付して下さい。会社設立から間がないなど、決算を迎えていない場合は、申請日直近の見込み貸借対照表を作成・添付して下さい。

役員又は社員の名簿 … 役員(株式会社の場合)又は社員(合名・合資会社の場合)の役職及び住所氏名、常勤・非常勤の別が確認できる名簿を作成し、添付して下さい。

役員又は社員の履歴書 … 役員・社員の現在に至るまでの職歴が確認できる履歴書を作成して下さい。

申請者が未設立の法人である場合

設立法人に準じた書面が必要となります(登記事項証明書・貸借対照表を除く)

申請者が個人である場合

戸籍抄本 … 申請日直近のものを添付して下さい。

履歴書 … 申請者の現在に至るまでの職歴が確認できる履歴書を作成し、添付して下さい。

資産目録 … 申請日直近の現金・預金等を纏めた資産目録を作成、添付して下さい。

(5)道路運送法第7条及び審査基準1(10)③の規定に反しない旨の宣誓書

道路運送法第7条に規定される欠格事由及び審査基準1(10)③に規定される法令遵守事項に抵触していないことを宣誓して下さい。(抵触している場合は許可できません)申請者が法人である場合には、法人としての宣誓書のほか、代表者を含む役員全員分の宣誓書を提出して下さい。

(6)事業計画等にかかる添付書面

① 事業施設関係

(イ) 事業施設概要

営業所・運転者の休憩、仮眠又は睡眠のための施設、自動車車庫の立地条件や自動車車庫の前面道路の概要を記載して下さい。

(ロ) 営業所・自動車車庫・運転者の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置を記した図面

営業所・運転者の休憩、仮眠又は睡眠のための施設・自動車車庫の位置関係が把握できる案内図を作成して下さい。それぞれの施設が離れている場合には、各施設間の距離を明示して下さい。

(ハ) 営業所・自動車車庫・休憩睡眠仮眠施設の平面図及び求積図

各施設の面積が把握できる見取図を作成して下さい。自動車車庫については、前面道路の幅員及び自動車車庫の出入口の位置及び幅員を記載し、前面道路との位置関係などが把握できるように作成して下さい。

(ニ) 営業所・自動車車庫・運転者の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の写真

申請時点における各施設の状況がわかるように写真を撮影し、添付して下さい。

(ホ) 事業用自動車の点検・整備・清掃を行う設備を有する計画があることがわかるもの

日常的な点検整備や洗車などを行う予定の場所を図示して下さい。また、その場所や、そのための設備・器具の写真を貼付して下さい。

(ハ) 自動車車庫前面道路についての車両制限令に抵触しない旨の書面

自動車車庫の前面道路の幅員が、収容予定の自動車に対して車両制限令に抵触していないことが必要です。前面道路を管理する道路管理者から、車両制限令に関する証明書などの交付を受け、添付して下さい。

(ト) 都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書

事業施設の土地建物が都市計画法や建築基準法などに抵触するものである場合には許可ができません。事業施設が都市計画法等関係法令に抵触するものではないことを関係機関(市役所都市計画課等)にあらかじめ確認のうえ、宣誓書を作成して下さい。

(チ) 事業施設の使用権原を証する書面

申請者が使用権原を有することが確認できる以下の書面を添付して下さい。

自己所有の場合 … 登記簿謄本

購入予定の場合 … 売買契約書の写しなど

建築予定の場合 … 建築契約書の写しなど

賃貸借等の場合 … 賃貸借契約書・使用承諾書等の写し

※申請者が事業施設として3年以上の使用権原を有することが確認できるものが必要となります。なお、購入・賃貸借などの場合は、上記(2)①の土地費及び建物費について、売買契約書・賃貸借契約書との整合がとれていることが必要になります。

② 事業用自動車関係

(イ) 事業用自動車一覧

計画車両の乗車定員・長さ・幅・高さなどを一覧表にして下さい。営業所が複数ある場合は、営業所ごとに所属する事業用自動車の一覧を作成して下さい。

(ロ) 事業用自動車の使用権原を証する書面

申請者が使用権原を有することが確認できる以下の書面を添付して下さい。

自己所有の場合 … 自動車検査証の写し

購入予定の場合 … 売買契約書、許可を前提とした仮契約書、購入を前提とした見積書など

リースによる場合 … リース契約書、許可を前提とする仮契約書、契約を前提とした見積書など

※リース契約期間が概ね1年以上であることが確認できるものが必要となります。なお、購入やリースの場合は、上記(2)①車両費について、売買契約書・リース契約書などと整合がとれていることが必要です。

(ハ) 事業用自動車が中古車である場合、当該自動車の定期点検整備の実施計画(平成28年12月1日以降の申請から適用)

道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備について、概算見積書の写し、定期点検整備を実施する計画がある旨の宣誓書等を添付して下さい(運輸開始届出受理時に、点検整備記録簿の写しを添付していただきます)。

(7)安全管理規程を定め、安全統括管理者を選任する計画を証する書面

- ・安全管理規程を定める計画を証する書面とは、例えば、許可後、届出する必要がある安全管理規程設定届出に添付する安全管理規程、または、安全管理規程を定める計画がある旨の宣誓書を添付して下さい。
- ・安全統括管理者の就任予定者の就任承諾書を添付して下さい。

※平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン(平成25年4月策定)」において、全ての貸切バス事業者や乗合バス事業者(貸切委託運行許可を得た事業者に限る)に対しても安全管理規程の届出等を義務付ける方針が示されたことから、必要となる書面です。

(8)安全投資計画及び事業収支見積書

①安全投資計画

輸送の安全を確保するため、事業者が行う投資の内容を定めた「安全投資計画」を添付して下さい。

②事業収支見積書

安全投資計画に従って事業を遂行することについて、十分な経理的基礎を有することを証する「事業収支見積書」を添付して下さい。

※平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を受けて取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策(平成28年6月策定)」において、貸切バス事業に許可の更新制が導入され、事業参入時及び許可更新時に所要の安全投資に資する「安全投資」及び安全投資計画に即したコスト等を盛り込んだ「事業収支見積書」の作成を義務付けることとなったため、必要となる書面です(平成29年4月1日以降の申請から適用)。